

諫干制裁金1年 農相自ら解決に乗り出せ

【西日本新聞・6月13日】

国営諫早湾干拓事業（長崎県諫早市）潮受け堤防排水門の開門調査をめぐる、国が漁業者に間接強制の制裁金支払いを始めてから、きのうで1年が経過した。

開門を命じる確定判決と、開門差し止めの仮処分決定という相反する司法判断を理由に、国は問題解決への具体的道筋を示せないまま、時間だけが過ぎていく。

10日には、1日45万円の制裁金を倍増させた3月の佐賀地裁の間接強制決定に対し、福岡高裁が国の執行抗告（不服申し立て）を棄却する決定をした。

それでも農林水産省は「一連の訴訟について最高裁の統一的な判断を得たい」として、司法任せの姿勢を変えようとしなない。

農水省によると、制裁金の総額は支払い義務が発生した昨年6月12日以降、今月11日までの1年間で約2億円に上る。

国の無為無策が招いた代償が、この多額な公金の支出である。今後手をとこまねいたままでは、その金額はさらに膨れ上がるばかりだ。納税者を見くびるのも、いいかげんにしてもらいたい。

営農者側も国が開門した場合に1日49万円の制裁金支払いを求める間接強制を申し立てており、

今年1月に最高裁で確定した。

開門してもしなくても、国が制裁金を支払う異例の状態が続いているのは事実である。だからといって、国が「身動きが取れない」と逃げるのは無責任な話だ。

国が頼りにする最高裁についても専門家からは「開門について統一的な判断を示すとは限らない」と疑問視する声も出ている。

福岡高裁は執行抗告棄却の決定理由で「（開門は）一定期間、排水門を開放するだけであり、国の意思のみで実行できる」と指摘している。言わずもがなだろう。

行き詰まった状態を打開するには、事業主体である国が積極的に動くしか道はないはずだ。

開門の是非をめぐる意見が対立する佐賀、長崎両県に林芳正農相自らが出向き、絡まった糸をほぐして話し合いの場を持つ。それくらい覚悟で事に当たるべきだ。



農水省に抗議する漁業者

諫早湾開門調査 高裁も

制裁金増額支持 「間接強制」国の執行抗告棄却

【佐賀新聞・6月11日】

確定判決に従わず国営諫早湾干拓事業（長崎県）の開門調査を実施しない国に対し、福岡高裁は10日、開門するまで漁業者側に支払っている「間接強制」の制裁金の増額を命じた佐賀地裁決定を支持し、国側の執行抗告を棄却した。1日当たり90万円の制裁金は維持され、支払い総額は約1億9000万円となった。国は不服として最高裁に抗告許可と支払いの執行停止を申し立てた。

決定理由で高野裕裁判長は、1日当たり45万円の制裁金支払いを確定させた1月の最高裁決定を引用して「性質上、開門は国の意思のみで履行できる」と指摘し、地元長崎県側の反対が開門できない理由にはならないと判断した。最高裁が決定で「全体的な紛争を解決するための十分な努力を期待される」と促したことについて、国は「誰に対する意見か不明」「増額しても混乱に拍車がかかる」と主張していた。

高野裁判長は「最高裁は国に対し、むしろ制裁金増額を求められるような事態をも想定して、解決の努力を求めている」と断じ、最

高裁決定に対する国の解釈を認めなかった。

国は制裁金を倍増する根拠となる「事情の変更」がないとも主張したが、高野裁判長は「民事執行法がいう『事情の変更』には、制裁金の効果がない場合も含まれる」との判断を示し、「国が間接強制決定によっても開門義務を履行しないのは『事情の変更』に該当する」と強調した。

佐賀地裁は3月、福岡高裁確定判決（2010年12月）に従わず、制裁金を科されても開門義務を履行しない国に対し、それまでの1日45万円では「不相当」として2倍の90万円に引き上げる決定をした。国はこれを不服として福岡高裁に執行抗告していた。

開門に反対する長崎県の干拓営農者らが申し立てた間接強制の制裁金1日49万円に関しても最高裁は1月に認めている。

■間接強制と制裁金

間接強制は民事執行法に基づく強制執行の一つ。判決などで命じられた債務を履行しない相手方に、債権者の申し立てを受けた裁判所が制裁金の支払いを命じることで心理的に圧力をかけ、履行を促す。相手方がそれでも債務を履行しない場合、債権者は制裁金の増額を裁判所に求めることができる。地裁決定に不服があれば高裁に抗告でき、高裁決定にも不服があれば、最高裁の判断を仰ぐため抗告できる。